

千葉県男女共同参画推進連携会議設置要綱

(目的)

第1条 千葉県男女共同参画推進連携会議（以下「連携会議」という。）は、男女共同参画社会づくりのため、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の自主的な取組を推進することを目的とする。

(構成)

第2条 連携会議は、男女共同参画の趣旨に賛同する県域組織の団体等から選出された者をもって構成する。ただし、県域団体のない場合はその限りではない。

(所掌事務)

第3条 連携会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画の推進に係る情報提供や意見交換に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現に向けた活動や研修会等に関すること。
- (3) その他連携会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会長及び副会長)

第4条 連携会議に会長及び副会長を置き、構成員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総括し、連携会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任されることができる。

(会議)

第5条 連携会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 構成員は、会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 連携会議は、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事項を所掌する。

- (1) 地域部会 地域における男女共同参画の推進に関すること。
- (2) 教育部会 教育の場における男女共同参画の推進に関すること。
- (3) 産業部会 産業の場における男女共同参画の推進に関すること。
- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の構成員の互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を総括し、部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第7条 連携会議の庶務は、千葉県総合企画部男女共同参画課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月16日から施行する。